

奈勞基発 0409 第 8 号
令和 8 年 4 月 9 日

一般社団法人奈良県建設業協会会長 様

奈良労働局労働基準部長



令和 8 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年の建設業における全国の労働災害発生状況を見ると、死亡者数（令和 8 年 2 月速報）は 209 人となっており、前年同期の 223 人と比べ 6.3% 程度増加となるものの、全産業（665 人）に占める建設業の割合は 31.4% と、依然として業種別で最も高い割合となっています。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）が令和 7 年 5 月に公布され、同法及び関係政省令が順次施行されているところであり、労働災害の着実な減少に向け、各種措置の履行確保に加え、実効ある安全衛生対策を推進することが求められています。

このため、今般、厚生労働省において、別添のとおり「令和 8 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」を定めましたので、傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。